

袋井市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和6年10月

袋井市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

袋井市は、静岡県の西部に位置し、西北部の磐田原台地、東南部の小笠山等の低い丘陵に囲まれ、この中央を東西に流れる原野谷川、西部地域を南北に流れる太田川に沿って発達した沖積低地に、市街地と水田地帯が形成されている。

また、丘陵地帯は茶園等の樹園地として、遠州灘沿岸地域は砂地畑として多く利用されている。

気候は、温暖多雨な太平洋岸式気候で、年間の日照時間が2,400時間前後と全国的にも長い地域であり、年間降水量は1,900mm前後となっている。

そして、東名高速道路や国道1号、国道150号、東海道本線などの主要幹線交通路が市内を横断し、京浜、京阪神の東西市場のほぼ中間200km～300km圏内に位置することから、収穫した翌朝には上場できる交通・市場条件に恵まれていることに加え、自然条件も合わさって、水稻、麦、大豆、茶などによる土地利用型農業、温室メロン、イチゴ、花きなどの集約型農業を展開し、多種多様な特色ある農産物が生産されている。

このように本市は、県下有数の農業生産地域を形成しており、農業産出額は令和2年推計値約66億円で、中でも温室メロン、茶、米が3大基幹作物となっている。

しかし、本市の総農家数及び基幹的農業従事者は、平成17年以降は減少傾向にある他、令和2年の基幹的農業従事者の年齢別数は、70歳以上が最も多く、平成17年と比較し5.5%増加しており、従事者の高齢化が進んでいる。

また、後継者の確保状況別経営体数では、後継者がいない割合が約80%であり、深刻な担い手不足が予想されている。

このように農業従事者の高齢化や担い手が不足することに伴い、地域の農業の衰退や耕作放棄地の増加が懸念されている。

他方、市内で木質バイオマス発電施設が稼働予定であり、木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の未利用木材・チップを地域納入業者から長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、未利用材の利用拡大につなげ林業の活性化に寄与する他、新たな地域雇用の創出等、地域経済に様々な波及効果をもたらすことが期待されている。

このようななか、エネルギー用早生樹を市内の耕作放棄地に植林し、木質バイオマス発電施設で活用することで、耕作放棄地の有効活用が図られるとともに、地域に新しい産業を生み出し、地域の活性化を目指す。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積 (㎡)	備考
岡崎	袋井市岡崎字八幡前 6653 番地 8	22,400	木質バイオマス発電施設

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
岡崎	木質バイオマス発電	7,100kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の未利用木材・チップを地域納入業者から長期的かつ安定的な価格で買い取ること ・エネルギー用早生樹を市内の耕作放棄地に植林し、木質バイオマス発電施設で活用することで、地域に新しい産業を生み出す取組 	<p>地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。</p>

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価に関する事項

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、出力7,100kWの木質バイオマス発電設備を導入し、年間約9万トンの地域バイオマス資源の安定供給を行うことで、森林整備の推進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図る。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施

状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、関係法令を遵守し設備の撤去等の対策を行うこととする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

（1）ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

（2）設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

（3）区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。